

【新設】(みなし決済損益額に関する書類の保存)

2-3-40 規則第 27 条の 7 第 4 項《デリバティブ取引の範囲等》の規定の適用については、2-3-34《売買目的有価証券の時価評価金額に関する書類の保存》の取扱いを準用する。

【解説】

- 1 本通達は、デリバティブ取引のみなし決済損益額の算定について、法人税法施行規則第 27 条の 7 第 3 項各号《デリバティブ取引》の合理的な方法によった場合の保存書類の範囲について明らかにするものである。
- 2 時価算定会計基準の制定前においては、デリバティブ取引により生じる債権及び債務に付すべき時価について、取引所の相場があるものについては当該取引所の最終価格（期末日における終値又は気配値とし、期末日に公表された終値又は気配値がない場合には同日直近における終値又は気配値）を、取引所の相場がない非上場デリバティブ取引について合理的に算定された価額が得られれば当該価額を、時価を把握することが極めて困難と認められる一定のデリバティブ取引については取得価額をもって、それぞれ貸借対照表価額として処理することとされていた（旧金融商品実務指針 101～104）。時価算定会計基準においては、新たな時価の定義（直接観察可能であるかどうかにかかわらず、算定日における市場参加者間の秩序ある取引が行われると想定した場合の出口価格）の下、インプットと評価技法を用いて時価を算定することとされ、たとえ観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて時価をもって貸借対照表価額とすることとされ、このような時価の考え方の下では、時価を把握することが極めて困難と認められるデリバティブ取引は想定されないことから、旧金融商品会計基準等における時価を把握することが極めて困難と認められるデリバティブ取引の定めは削除されることとなった。

この見直しを受けて、令和 2 年度の税制改正において、デリバティブ取引のみなし決済損益額の算出に当たって、法人税法施行規則第 27 条の 7 第 3 項各号の合理的な方法によったときは、その方法を採用した理由及びその方法による計算の基礎とした事項を記載した書類を保存しなければならないこととされた(規 27 の 7 ④)。

- 3 ところで、時価を把握することが極めて困難とされていたデリバティブ取引の多くは、観察できないインプット（レベル 3 のインプット）を用いて時価を算定することとなり、見積りによる不確実性の影響を受けざるを得ないことから、どのようなインプット及び評価技法を用いて算定が行われたものなのか、そのプロセスが明らかになることが必要不可欠である。したがって、法令で求められている保存書類とは、評価の方針、評価技法の選択に係る検討状況や意思決定を示す書類及びみなし決済損益額の計算の基礎としたインプットが記載された書類など、算定プロセスを明らかにできるものがこれに該当する。なお、このことは、売買目的有価証券の時価評価金額に関する保存書類と同様であることから、本通達では、法人税基本通

達 2 - 3 - 34 《売買目的有価証券の時価評価金額に関する書類の保存》の取扱いを準用することを明らかにしている。その詳細については、同通達の定め及び【解説】を参照されたい。

4 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 2 - 3 - 36）を定めている。